

介護保険による訪問看護（令和4年4月1日～）

（訪問看護費＋加算）×負担割合となります。

○要介護のかた

※利用者負担料の地域区分は東京都 ×11.4円で計算

訪問看護費		単位数	利用料（円）			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
指定訪問看護ステーションの場合	20分未満	313	3,568	357	714	1,071
	30分未満	470	5,358	536	1,072	1,608
	30分以上1時間未満	821	9,359	936	1,872	2,808
	1時間以上1時間30分未満	1,125	12,825	1,283	2,565	3,848
	理学療法士等の訪問 20分/回	293	3,340	334	668	1,002

- | | |
|---|------------|
| 注 同一敷地内建物等に対する減算に該当する場合 | 上記単位数の10%減 |
| 注 1月あたりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物に居住する利用者に対して行う場合 | 上記単位数の10%減 |
| 注 1月あたりの利用者が同一の建物に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して行う場合 | 上記単位数の15%減 |
| 注 准看護師が指定訪問看護を行った場合 | 上記単位数の10%減 |
| 注 夜間（18：00～22：00）又は早朝（6：00～8：00）の場合 | 上記単位数の25%増 |
| 注 深夜（22：00～6：00）の場合 | 上記単位数の50%増 |
| 注 理学療法士等の訪問が2回/日を超える場合 | 上記単位数の10%減 |

加算		単位数	利用料（円）			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
複数名訪問加算（Ⅰ） （必要に応じて複数名による訪問看護を行った場合）	30分未満 1回につき	+254	2,895	290	579	869
	30分以上 1回につき	+402	4,582	459	917	1,375
長時間訪問看護加算 （1時間30分以上の訪問看護を行った場合）	1回につき	+300	3,420	342	684	1,026
緊急時訪問看護加算 （利用者やその家族の緊急の求めに対して、計画外の訪問看護を行った場合）	ステーションの場合 1月につき	+574	6,543	655	1,309	1,963
特別管理加算（Ⅰ） （特別な管理を必要とする利用者に対して計画的な管理を行った場合）	1月につき	+500	5,700	570	1,140	1,710
特別管理加算（Ⅱ） （特別な管理を必要とする利用者に対して計画的な管理を行った場合）	1月につき	+250	2,850	285	570	855
ターミナルケア加算 （在宅で利用者が亡くなった日、及び亡くなる前14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合）	死亡月につき	+2,000	22,800	2,280	4,560	6,840
初回加算 （新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して訪問看護を提供した場合 初回の訪問看護を行った月に算定する）	1月につき	+300	3,420	342	684	1,026

退院時共同指導加算 (入院中に主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、文書により提供した場合退院後の初回訪問看護の際に1回(特別な管理を要する者である場合2回)に限り算定する)	1回につき	+600	6,840	684	1,368	2,052
看護・介護職員連携強化加算 (たんの吸引の必要なお利用者に対して、看護職員がたんの吸引等の業務について医師の指示のもとに計画書を作成し、訪問介護事業所の訪問介護員等に、たんの吸引等の業務や緊急時の対応について助言した上で、ご利用者の居宅等において、業務の実施が確認できた場合)	1回につき	+250	2,850	285	570	855
看護体制強化加算Ⅰ	1月につき	+550	6,270	627	1254	1881
看護体制強化加算Ⅱ	1月につき	+200	2,280	228	456	684

○要支援のかた

※利用者負担料の地域区分は東京都 ×11.4円で計算

介護予防訪問看護		単位数	利用料(円)			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
指定介護予防訪問看護ステーションの場合	20分未満	302	3,442	345	689	1,033
	30分未満	450	5,130	513	1,026	1,539
	30分以上1時間未満	792	9,028	903	1,806	2,709
	1時間以上1時間30分未満	1,087	12,391	1,240	2,479	3,718
	理学療法士等の場合 20分/回	283	3,226	322	644	966

注 同一敷地内建物等に対する減算に該当する場合

上記単位数の10%減

注 1月あたりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物に居住する利用者に対して行う場合

上記単位数の10%減

注 1月あたりの利用者が同一の建物に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して行う場合

上記単位数の15%減

注 准看護師が指定訪問看護を行った場合

上記単位数の10%減

注 夜間(18:00~22:00)又は早朝(6:00~8:00)の場合

上記単位数の25%増

注 深夜(22:00~6:00)の場合

上記単位数の50%増

注 理学療法士等の訪問が2回/日を超える場合

上記単位数の50%減

加算	単位数	利用料(円)				
		10割	1割負担	2割負担	3割負担	
複数名訪問加算(Ⅰ) (必要に応じて複数名による訪問看護を行った場合)	30分未満 1回につき	+254	2,895	290	579	869
	30分以上 1回につき	+402	4,582	459	917	1,375
長時間訪問看護加算 (1時間30分以上の訪問看護を行った場合)	1回につき	+300	3,420	342	684	1,026
緊急時訪問看護加算 (利用者やその家族の緊急の求めに対して、計画外の訪問看護を行った場合)	ステーションの場合 1月につき	+574	6,543	655	1,309	1,963

特別管理加算（Ⅰ） （特別な管理を必要とする利用者に対し利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制）	1月につき	+500	5,700	570	1,140	1,710
特別管理加算（Ⅱ） （特別な管理を必要とする利用者に対し利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制）	1月につき	+250	2,850	285	570	855
初回加算 （新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して訪問看護を提供した場合 初回の訪問看護を行った月に算定する）	1月につき	+300	3,420	342	684	1,026
退院時共同指導加算 （入院中に主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、文書により提供した場合 退院後の初回訪問看護の際に1回（特別な管理を要する者である場合2回）に限り算定する）	1回につき	+600	6,840	684	1,368	2,052
看護体制強化加算（予防）	1月につき	+100	1,140	114	228	342
退院時共同指導加算 （入院中に主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、文書により提供した場合 退院後の初回訪問看護の際に1回（特別な管理を要する者である場合2回）に限り算定する）			8,000円	800円	1,600円	2,400円
特別管理指導加算 （利用者が「厚生労働大臣が定める状態等」に該当する場合に算定）			2,000円	200円	400円	600円
退院支援指導加算			6,000円	600円	1,200円	1,800円
専門管理加算 （別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの緩和ケア、褥瘡ケア若しくは人工肛門ケア及び人口膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師又は特定行為研修を修了した看護師が、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合）			2,500円	250円	500円	750円
訪問看護情報提供療養費1 （市町村等に対して、指定訪問看護の状況を示す文書を添えて、当該利用者に係る保健福祉サービスに必要な情報を提供した場合 「厚生労働大臣が定める疾病等」に該当、「厚生労働大臣が定める状態等」に該当、精神障害を有する利用者またはその家族など、18歳未満の利用者）			1,500円	150円	300円	450円
訪問看護情報提供療養費2 （保健所等・幼稚園・小学校・中学校・高等学校・義務教育校・中等教育学校・特別支援学校・高等専門学校・専修学校へ通園又は通学する利用者について、当該学校等からの求めに応じて、必要な情報を提供した場合 18歳未満の超・準超重症児、18歳未満で「厚生労働大臣が定める疾病等」に該当、18歳未満で「厚生労働大臣が定める状態等」に該当）			1,500円	150円	300円	450円
訪問看護情報提供療養費3 （市町村等に対して、指定訪問看護の状況を示す文書を添えて、当該利用者に係る保健福祉サービスに必要な情報を提供した場合 医療機関、介護老人保健施設、介護医療院に入院・入所する利用者）			1,500円	150円	300円	450円
夜間・早朝訪問看護加算 （夜間18時～22時、早朝6時～8時に訪問看護を行った場合）			2,100円	210円	420円	630円
深夜訪問看護加算 （22時～6時に訪問看護を行った場合）			4,200円	420円	840円	1,260円
乳幼児加算 （6歳未満の乳幼児に訪問看護を行った場合）			1,500円	150円	300円	450円

看護・介護職員連携強化加算 （たんの吸引の必要なご利用者に対して、看護職員がたんの吸引等の業務について医師の指示のもとに計画書を作成し、訪問介護事業所の訪問介護員等に、たんの吸引等の業務や緊急時の対応について助言した上で、ご利用者の居宅等において、業務の実施が確認できた場合）	2,500 円	250 円	500 円	750 円
---	---------	-------	-------	-------